十の八　既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

十の九　電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十の十　支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十の十一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条及び第十三条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十の十二　野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十の十三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条及び第十三条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

十一～十六　（略）

十六の二　認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

十七　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十七の二～十七の十一　（略）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

十一～十六　（略）

（新規）

十七　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十七の二～十七の十一　（略）

十七の十二　国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

十七の十三～二十六の二　（略）

二十六の二の二　認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の二の三　特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の三～二十七の二　（略）

二十七の二の二　認定保護増殖事業等の実施のために法第二十条第三項第十一号の規定により環境大臣が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

二十七の三～二十七の八　（略）

二十七の八の二　認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の九・二十七の十　（略）

二十七の十の二　国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十の三・二十七の十の四　（略）

二十七の十一～二十七の十四　（略）

（新規）

二十六の三～二十七の二　（略）

（新規）

二十七の三～二十七の八　（略）

（新規）

二十七の九・二十七の十　（略）

（新規）

二十七の十の二・二十七の十の三　（略）

二十七の十一～二十七の十四　（略）